

大津地方裁判所委員会議事概要

1 日時

平成29年2月13日（月）午後2時から午後4時30分まで

2 場所

大津地方裁判所大会議室（本館1階）

3 出席者

（地方裁判所委員会委員）五十音順・敬称略

大鷹一郎，佐野栄子，新庄博志，津田公子，松村譲，大和谷護，山本善彦，吉田和宏，吉田準

（事務担当者）

川上宏，藤井一人，多田力，大垣直人，川瀬久雄，倉崎俊和，黒澤郁夫

4 議事

(1) 委員の紹介

事務担当者から，前回委員会後に任命された大津地方裁判所委員会委員の紹介があった。

(2) 前回委員会以後の裁判所における取組等

事務担当者から，前回委員会で委員から出された意見を踏まえて，裁判所が行った取組等について説明した（前回のテーマ：利用しやすい裁判所について）。

ア 庁舎案内について

ア) 前回の委員会における意見

- ・ 1階庁舎入口の案内板の文字表示と並べて平面図を設置すると，案内効果が高まる。
- ・ 庁舎入口の職員が案内役だとはっきり分かれると，利用者が安心して声を掛けることができる。

イ) 行った取組等

文字表示の目的別総合案内板について，新たに案内図（平面図）を加えるとともに，庁舎入口横の職員席に「ご案内」との表示を行った。

イ 民事調停の広報について

ア) 前回の委員会における意見

- ・ 民事調停の利用を検討するような段階での簡単なリーフレットを作成してはどうか。
- ・ 外部機関に出向いて説明会を実施してはどうか。
- ・ 裁判が行われる実際の現場を見てもらうために，裁判所において説明会を実施してはどうか。

イ) 行った取組等

民事調停の申立人に対するリーフレットに加えて，一般の方により広く民事調

停制度を知ってもらうことを目的としたリーフレットを作成し、大津の各裁判所に備え置くとともに、関係機関に配布した。また、近隣トラブル等の相談業務に従事する人権擁護委員の研修や警察職員の研修に簡易裁判所の裁判官や主任書記官を派遣し、民事調停制度の説明を行った。さらに、当庁において平成28年10月31日（月）に実施した「法の日」週間行事では、交通事故を題材に模擬調停を実演するなどして民事調停制度の広報を行った。

(3) 意見交換

事務担当者から、裁判員裁判の現状についてパワーポイントを用いて説明し、裁判員候補者待合室、質問手続室、法廷、合議室及び評議室の見学後、意見交換を行った。

発言要旨は、別紙のとおり

(4) 次回委員会の日程、テーマについて

次回の委員会は、平成29年9月25日（月）午前10時から午後零時までとする。また、テーマは「裁判所職員の採用及び新採用職員に対する取組について」とする。

(別紙)

(発言要旨)

(■委員長, ○学識経験者, ◎弁護士委員, △検察官委員, ◇裁判官委員, ▲事務担当者)

【裁判員裁判の候補者, 裁判員が参加しやすい環境整備について】

- 意見交換に先立って, 当庁において2月2日(木)に実施した裁判員経験者意見交換会の内容を紹介させていただく。
- ▲ 裁判員に対しては, 裁判終了後にアンケートを実施しているが, これとは別に, 裁判終了後しばらく経過した時期に改めてその経験を振り返ってもらい, そこで出された意見や感想を裁判員制度の改善につなげるとの目的で裁判員経験者の意見交換会を実施している。大津地裁においては, 今回で7回目の意見交換会であり, 平成27年12月以降の裁判員経験者から7人に参加していただいた。意見交換会には裁判官, 検察官, 弁護士も1人ずつ出席し, 「検察官, 弁護人の主張立証活動について」及び「評議の在り方について」をテーマに参加者と意見交換を行った。

参加者から出された具体的な意見のうち, 全般的な意見としては, 「裁判員裁判についてハードルが高い印象があったが, 実際に参加すると分かりやすく参加しやすいものであった。」「事件名を聞いたときに, 比較的軽い罪名で安心したが, 審理が進む中で被害者や被告人の事情を知り, 事件に重いも軽いもないと感じた。自分の倫理観を見直す機会となった。」「会社でスムーズに特別休暇を取得することができた。自分の経験を社内で話す機会も与えてもらった。」などがあった。

また, 検察官や弁護人の主張立証活動に関する意見としては「全体的に分かりやすかったが, 特に伝えたいポイントがぼやけている印象があった。」「犯行現場の状況を文字で表すだけでは分かりにくい, 写真や図面を使いながら説明されたことでイメージを持つことができた。」「放火事件において, 燃え跡の写真があったが, これだけでは全焼に至るまでの経緯を理解するのが難しかった。防犯カメラの映像などがあれば分かりやすかったと思う。」「殺人事件であったが, 遺体発見当時の様子は写真ではなくイラストで示されたため, 生々しさはなく, 見るに堪えないということではなかった。」などがあった。専門家の証人尋問を行った事件については「立証側の準備不足からか, 尋問に意味があるのか疑問に思う場面があった。」などの意見があった。

評議の在り方に関しては「論告, 弁論を聞いて, 量刑の幅が大きいと思っていたが, 評議で議論を深め, 実刑か執行猶予かを定める段階から徐々に選択幅を狭めていくことで考えを整理することができた。」「当初, 量刑資料の例に当てはめないといけないのかと思っていたが, 議論を交わしていく中で自分の考えを落ち着けることができた。」などの意見があった。

最後に, これから裁判員になる方へのメッセージとして, 「人の人生を変える判断に重さを感じるかもしれないが, 自分一人の意見で刑罰を決めるものではない。」「社会経験

が豊富でないと裁判員はできないと思っていたが、人として成長するいい機会であった。若い人にこそ参加してもらいたい。」、「選ばれたときは気が重かったが、現在は参加しやすい制度だと思うようになった。このことは、これから選ばれる人にも知ってもらいたい。」、「司法の見える化として意味のある制度である。滅多に関われないからこそ価値があるが、このような機会を得る頻度が高くなればいいと思う。」、「望んでも経験できない機会であり勉強になった。怖がることなく積極的に参加してもらいたい。」、「司法に関する知識はなかったが裁判員を務めることができた。知人が名簿に載ったときには、ぜひ参加してと言ってもらいたい。」などがあつた。

これらの経験者の意見を参考に、より分かりやすい審理を目指したい。

- それでは、意見交換をお願いしたい。また、先ほどのパワーポイントを用いた説明のとおり、全国平均と比較して、大津地裁における裁判員候補者の辞退率は低く、出席率は高いが、これらの数値を更に改善させるための環境作りという観点からの意見もお願いしたい。

- 先ほど関係施設を見学したが、設備面ではかなりの配慮を行っているとの感想を持った。雑誌を置いたり、自然の風景を撮影したビデオを再生したりと、裁判員に精神的に落ち着いてもらおうという意図を感じた。物理面でも、バリアフリー化が進んでいたり、裁判員のために車いす用の昇降機が用意されているなど、裁判員裁判を開かれた制度にしようという気概を感じた。運用面においても、初めて裁判員を務める人に丁寧な説明を行うことを心掛けていたり、衝撃の強い証拠写真をイラスト化したりと、裁判員の精神的負担を少なくするための取組がなされていた。また、裁判員を番号で呼ぶことで匿名にし、裁判が終わった後にも不安を残さないように工夫していることが分かった。

広報については、司法は一般人には遠い存在であると思われるが、放送業界にも同様の側面がある。私どもでは、放送施設を一般に公開したり、年に数回県内各地で公開放送を行うことで、番組制作の実際を知ってもらうように取り組んでいる。裁判所においても、来庁者だけを対象にした広報には限界があると思うので、より積極的に裁判所の外に出て行って広報活動を行うことが必要ではないか。

また、報道機関としては、新たな仕組やイベントといったニュース性が高い新規案件は取り上げやすい。滋賀県は報道ネタが少ない傾向にあるので、新たに裁判所で何か広報活動を始める際に、簡単な広報文を作成して記者クラブに報道依頼を行うことで、各社の司法担当記者が飛びつくのではないかとと思われる。

- いただいた意見を参考にして広報活動に取り組んでいきたい。
- 裁判員候補者に送付する書面は、「呼出状」というタイトルになっているのか。個人的には、何か悪いことを行ったので裁判所に呼び出されるという印象を持ってしまいが、表現を工夫することはできないのか。
- ▲ 法律上は「呼出状」を送るとされているため、「呼出状」である旨を記載しないことは難しいが、先ほど言われたような印象を持たれないように、書面の表題には「お知らせ」

という言葉を使用しているほか、内容についても柔らかい表現になるように工夫している。

- 子ども達に対して、実際の裁判の傍聴ではなく、法廷で裁判官のいすに座ってもらうなどの見学の機会はあるのか。
- ▲ 団体見学の受入れは積極的に行っており、空き法廷を使用して、子ども達が法服を着て裁判官のいすに座わるなどの機会を設けている。見学の申込みにはほぼ応じており、直近の1年間では500人以上の方に来ていただいている。学校の生徒が社会見学の一環として来ることもあれば、教員が勉強のために見学することもある。
- 裁判員の中に声が大きい人や自分の考えを強く主張する人がいた場合、評議がその人の意見に流されてしまう危険性はないのか。
- ▲ 評議を進行する裁判官は、全員に等しく意見を述べてもらえるような進行を心掛けている。また、裁判員に対しては、積極的に意見を述べてもらうことと、他の裁判員が発言しているときには、その人の意見を最後まで聞いた上で発言してもらうようお願いしている。
- 裁判官が全体の意見を誘導することはないのか。
- ▲ あくまでも裁判員に多くの意見を言ってもらうようにしており、裁判官に意見を誘導しようとする意識はない。私の経験では、大津の裁判員は自分の意見をはっきり言う方がほとんどであり、誰かの意見に流されるということは心配していない。
- 会社の従業員が裁判員に選ばれた場合に、その従業員が裁判に参加しやすい環境作りという観点で意見をお願いしたい。
- 民間企業に勤めていると、数日固めて休暇を取得することは難しい。資料を見ると、四、五日程度必要になる事件が多いと思われるが、その期間を続けて休むためには多くの苦労が伴う。広報にも関係するが、リーフレットなどに、会社の同僚が裁判員に選ばれた場合には、その人が積極的に参加できるよう、周囲の従業員のサポートが欠かせないという意識付けの記載をより多く盛り込んでもらえば、社内の環境作りも進むのではないかと思う。

安全対策面について聞かせてもらいたいですが、先ほどの説明で、裁判所の建物内における配慮はよく分かった。しかし、建物の外の駐車場や、裁判所の敷地外での安全配慮としてはどのようなことを行っているのか。ニュースで目にする裁判員への声掛けなどはそのような場所で行われることが多いのではないか。

- ▲ 裁判員裁判が行われる日には職員が玄関に立って裁判員の出迎えを行っており、駐車場などの敷地内で声掛けなどの行為のおそれがある場合にはすぐに対応することができる。裁判員の退庁時には、裁判所の敷地から出るところまで職員が見送りを行っている。事案によっては、裁判所の最寄りのJR大津駅まで職員が同行して見送りをする場合もある。一般傍聴者に対しては、法廷の入口に、裁判員に接触することは法律で禁止されている旨の掲示を行って注意を促している。

また、事件によっては、被告人の関係者が裁判を傍聴していることもあるし、被告人が保釈されている場合もある。そのような事案においては、被告人やその関係者と裁判員が鉢合せすることがないように配慮している。

- 短い日数で結論を出すというスピードが求められる評議において、初対面の者同士が十分に議論できるような雰囲気作りは欠かせないものであり、そのために多くの配慮を行っていることはひしひしと伝わってきた。また、先日の裁判員経験者の意見交換会について、「若い人に参加してもらいたい。」という意見が紹介されたが、私もそのとおりだと思う。そのためには、いかにして裁判員裁判に対する不安を取り除くかということが重要であり、学校に積極的に出向くなどして、若者に対する広報を行う必要があると思った。また、私自身、意見交換会が実施されたことを新聞報道で知ったように、多くのメディアに裁判員裁判に関する話題を取り上げてもらうことで、国民が裁判員制度を知るきっかけになるのではないかと思う。
- 候補者の辞退理由の中で、仕事の都合が高い割合を占めているが、通知を行う時期について説明されたい。
- ▲ 法律上は、裁判を行う6週間前までに通知を行うこととされている。6週間よりも前でも構わないが、初回の期日が決まらなると通知はできないので、通知の時期を大幅に早めることは難しい。もちろん、通知が可能な段階になれば速やかに通知することは意識している。また、裁判員候補者が何百人も必要な事件においては、通常より早期の通知を行うよう取り組むことになる。
- 学生であることを理由とする辞退状況はどのようなものか。
- ▲ 学生の本分は学業であることを重視しての辞退理由となっているが、もちろん学生であっても裁判員を務める人は多くいる。学生そのものをターゲットにした取組を行うというよりは、若い世代という括りを対象として、裁判員制度に対する参加意欲を高めてもらえるような取組を行う必要があるのではないかと考えている。
- 裁判員は、選挙人名簿から選ばれるということであるが、高校生が裁判員になる可能性もあるということか。
- ▲ 現在の法律では、20歳未満の高校生も裁判員候補者名簿に載る可能性はあるが、20歳未満の者は実際の候補者から除外するとされているため、裁判員に選任されることはない。
- 様々な配慮がなされていることは十分に伝わったが、配慮を実際にどの程度の形にするのかは難しいと思う。例えば、待合室などには雑誌が置いてあったが、私が裁判員候補者として来庁した場合、落ち着いて雑誌を読む気持ちにはならないのではないかと思う。様々な人や場面に応じた配慮の形を模索していくことになるのだろうと思った。

また、数日にわたって裁判に携わる中で、休憩時間などに外部と自由に連絡が取れる環境は大切である。会社や家族への連絡が必要な人には欠かせない配慮だと思う。一方で、インターネットに手軽にアクセスできる社会環境において、今まさに裁判員として

裁判に携わっているというような情報発信がなされてしまわないかという危険性を感じた。

さらに、被告人が外国人である事件の場合に、その国の言語や習慣といった情報が十分に裁判員に伝わり、十分に判断されるのかについて疑問を持った。

- まずは、被告人が外国人の場合について説明されたい。
- ▲ 法廷通訳を行う以外に、通常の審理と進行が異なることはない。法廷通訳に関しては、通常事件では通訳人は一人であるが、裁判員裁判は午前午後を通じて長時間の審理になることが多いため、複数の通訳人を選任する場合がある。その上で、通訳人同士の相性を確認したり、被告人と事前に顔合わせをしてもらって特徴的な方言などの有無を確認するなどの準備を経て審理に臨んでいる。

また、その国特有の習慣や考え方が事件に関係しているということがあれば、その点については、検察官や弁護人の立証活動において明らかにしてもらうことになる。
- 休憩時間などにおける情報機器の取扱いについて説明されたい。
- ▲ 評議の間の休憩時間に、スマートフォンなどを使ってインターネットを閲覧することは禁止していない。ただし、自分が裁判員に選ばれた事実は、裁判が終わるまでは公にできないことになっているため、家族や同僚といった一定範囲の者以外に対して、自分が裁判員であることを伝えないようにとの説明を行っている。
- 雑誌のセクションなども含めた環境作りについて説明されたい。
- ▲ 雑誌を置くなどの物理的な取組以外にも、裁判員候補者として初めて裁判所を訪れる人の緊張を解くために、選任期日には職員が玄関で出迎えをしている。雑誌については、幅広い世代の男女を意識して選別しているつもりであったが、本日の意見を参考にして検討していきたい。
- ▲ 裁判官としては、いかに裁判員にリラックスしてもらうかを考え、昼食を共にしたり、積極的に事件以外の雑談を持ちかけるなどしている。審理途中も1時間に1回程度のペースで休憩を取っており、そのような時間にも和やかな話題を持ちかけるように意識している。
- 雑誌を置くことに意味がないという趣旨ではないので誤解のないようお願いしたい。今の裁判官の説明から、常に裁判官が裁判員に声掛けを意識していることが分かった。本や新聞を置いておくから、休憩時間は各自で過ごしてくださいという姿勢では裁判員が孤立してしまうと感じたが、そのようなことはないと分かって安心した。
- ◎ 本日手元に配られたパンフレット「裁判員制度ナビゲーション」はどのように活用しているのか。
- ▲ 選任通知を郵送する封筒に同封しているほか、団体の見学者へ配布することもある。
- ◎ 裁判員経験後のアンケートにおいては、制度を好意的に受け止める声が圧倒的に多いため、そのような意見をパンフレットの一部への記載に留めるだけでなく、個別に冊子を作成して活用してはどうか。裁判員制度の開始から何年も経っているので、1冊の

冊子になる程度の意見は集まっているのではないか。様々な観点の意見があることから難しいのかもしれないが、そのような工夫もできるのではないかと感じた。

また、設備面に関して、法廷や評議室の窓ガラスは、透明ガラスと擦りガラスがあったが理由があるのか。さらに、窓ガラス越しの盗聴対策についても検討すべきではないか。

- ▲ 透明な窓ガラスについて、法廷の窓はカーテンを閉め、評議室においても同様にカーテンやブラインドで遮へいして運用している。窓ガラス対策の御意見は承りました。
- △ 裁判員を声掛けなどから守るといった安全面の配慮が一番の関心であったが、職員による出迎えや見送りを行っているとの説明を聞き、十分な取組をしていると感じた。設備面についても、点字翻訳機や補聴器などが用意されていることは知っていたが、本日それらを実際に目にすることで、配慮の程度をより実感した。このように、ハンディキャップの有無に左右されずに誰もが等しく参加できる態勢になっていることをより広く宣伝してもいいのではないか。そうすることで、ハンディキャップのない人に対しても、自ずと裁判所の取組姿勢が伝わることになると思う。
- ◇ 初めて裁判所に来て、経験のない裁判員を務めることには大変な重圧があると思う。自分が何をやるのかが分からないとの不安を払拭するためには、模擬裁判員裁判の様子を放映するなどの取組も考えられるのではないか。
裁判員経験後のアンケートについては、制度に対して否定的な選択肢を設けた上での回答でなければ本当の意見にはならないと思う。また、先ほどの意見のように、経験者の具体的な声を集めた冊子を作る必要があるのではないか。
- ▲ 裁判員経験後のアンケートにおいても、経験前のアンケートと同様に、制度に対して否定的な選択肢が設定されているほか、自由意見を記載する欄も設けてある。
- パンフレットに写真が掲載されている広報用映画「裁判員」はどこに行けば見ることができるのか。
- ▲ 広報行事の参加者で希望される方に配布しているほか、図書館などにも配布している。
- 私自身、今回初めて裁判所を訪れたが、ここに来るだけでかなり緊張した。裁判員候補者として訪れる人の緊張感はこれ以上だと思うので、職員や裁判官による積極的な声掛けは是非とも継続して行ってもらいたい。

以上